

花咲きホール使用料金表

令和元年10月1日から

施設使用料

区分	使用単位	使用料（円）	備考
1 多目的ホール	1時間	1,760	冷暖房を使用する場合は、30%加算する。
2 ステージ	1時間	440	
3 控室	1時間	440	
4 ミーティングルーム	1時間	220	

附属備品使用料

名称	使用単位	金額（円）
1 平台（大小問わず。ただし、山台を含む。）	1枚/日	110
2 音響反射板（8枚以下の使用の場合も同様）	セット/日	1,100
3 天井音響反射板（6枚以下の使用の場合も同様）	セット/日	1,100
4 指揮者台	1台/日	220
5 演奏者用椅子（コントラバス、打楽器用）	1脚/日	110
6 演奏者用椅子（オーケストラ用）	1脚/日	110
7 舞台用椅子（式典用）	1脚/日	55
8 譜面台	1台/日	55
9 グランドピアノ（椅子付き、調律料を除く。）	セット/日	4,400
10 電子ピアノ（椅子付き）	セット/日	1,100
11 ビデオプロジェクター（スクリーン付き）	1台/日	2,200
12 ピンスポット	1台/日	550
13 ホリゾントライト（上、下）	セット/日	1,100
14 机（控室、ミーティングルーム備付け以外の長机）	1本/日	55
15 金びょうぶ	1台/日	1,100
16 パネル	1枚/日	110
17 ホワイトボード	1台/日	110

①使用者が入場料金を徴収して使用する場合の使用料は、次のとおりです。

入場料金（最高額）	使用料
500円から1,000円まで	既定の使用料の 1.5倍
1,001円から3,000円まで	既定の使用料の 3倍
3,001円以上	既定の使用料の 6倍
営利、宣伝目的（徴収しない場合も含む）	既定の使用料の 8倍

②控室を2室に区分して使用する場合は上表に定める1/2の額となります。

③使用料を算定する場合において1時間未満の端数が生じた時は、1時間に切り上げられます。

④減免が認められる場合の使用料は次のとおりです。

（※山県市文化の里花咲きホール条例施行規則11条第2項）

市民が社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及及び活動の目的のために使用する場合	規定使用料の1/2の額
市又は教育委員会が行政目的又は教育目的のために後援となり利用する場合	規定使用料の1/2の額
その他教育委員会が特に必要と認める場合	教育委員会が定める額